

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 39 号）が平成 31 年 3 月 29 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【法改正の趣旨】

国民健康保険税に係る課税限度額を引上げ、歳入の確保に努めるとともに、国民健康保険税軽減対象世帯のうち、5 割及び 2 割軽減措置の対象世帯の拡充を図る。

【主な条例改正の内容】 令和元(平成 31)年度分の国民健康保険税から適用

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の限度額を次のとおり引き上げました。

	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度 〔改正後〕
基礎課税分（医療分）	580,000 円	<u>610,000 円</u>
後期高齢者支援金分	190,000 円	190,000 円
介護保険分	160,000 円	160,000 円
合 計	930,000 円	<u>960,000 円</u>

(2) 5 割・2 割軽減対象世帯の判定基準額の改定

5 割・2 割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げました。

区分	乗すべき金額	
	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度 〔改正後〕
5 割軽減	275,000 円	<u>280,000 円</u>
2 割軽減	500,000 円	<u>510,000 円</u>

【判定基準額】

$$5 \text{ 割軽減} = 330,000 \text{ 円} + (\underline{280,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

$$2 \text{ 割軽減} = 330,000 \text{ 円} + (\underline{510,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

【改正による被保険者への影響】

（１）１人世帯で課税限度額となる所得（４０～６４歳の場合）

課税限度額の引上げにより、令和元(平成 31)年度においては１人世帯で所得約 760 万円以上の世帯が課税限度額 96 万円の対象となります。

(平成 30 年度／１人世帯で課税限度額 93 万円となった所得約 722 万円)

区分	所得割	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分	7.9%	16,000 円	19,800 円	610,000 円
後期高齢者支援分	3.4%	6,400 円	7,000 円	190,000 円
介護分(40～64 歳)	2.7%	8,000 円	5,000 円	160,000 円

（２）軽減対象となる所得

低所得層の世帯（下表による軽減対象所得を超えない世帯）については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加します。

※５割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度〔改正後〕
１人	605,000 円	610,000 円
２人	880,000 円	890,000 円
３人	1,155,000 円	1,170,000 円
４人	1,430,000 円	1,450,000 円
５人	1,705,000 円	1,730,000 円

※２割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度〔改正後〕
１人	830,000 円	840,000 円
２人	1,330,000 円	1,350,000 円
３人	1,830,000 円	1,860,000 円
４人	2,330,000 円	2,370,000 円
５人	2,830,000 円	2,880,000 円

【施行期日】

平成 31 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり